

今回のポイント iDeCo向け商品ラインナップが見直されています

iDeCo対応に動き始めている金融機関

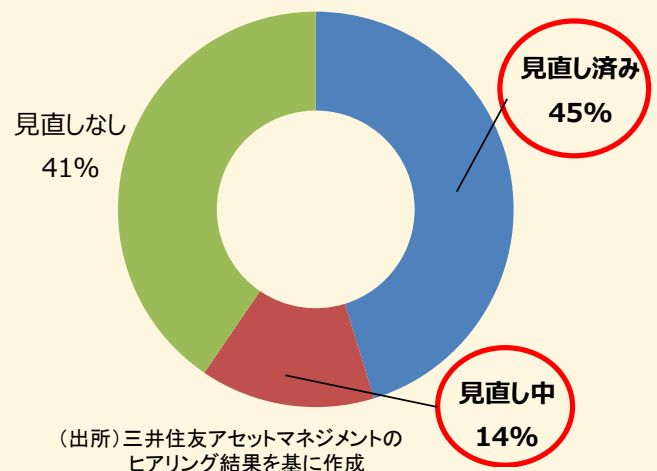
2017年1月からiDeCoの加入対象者が、原則、ほぼ全ての国民年金加入者に拡大したことで、各運営管理機関（確定拠出年金制度の運営管理業務を行う金融機関等）がiDeCo向けの商品ラインナップや手数料の見直しに動いています。運営管理機関業務を行う地方銀行を中心に、動向を調査したところ、ラインナップ数の増加、手数料の引き下げ傾向が見られました。運営管理機関によって商品ラインナップや手数料が異なりますので、iDeCoに加入する際にはプラン、サービスの内容等を比較した上で選択することが大切です。

(図1) 商品ラインナップ見直し状況

iDeCo向け商品の見直しが進む

2017年1月までにiDeCo向け商品ラインナップを見直した地方銀行は、全体の約45%となり、見直中の14%とあわせると約6割の地方銀行が商品ラインナップの見直しに積極的に取り組んでいるとわかりました。(図1)

今後予定されているCM等のメディア発信によってiDeCoが盛り上がりを見れば商品ラインナップを見直す地方銀行はさらに増加することが予想されます。



商品ラインナップは増加傾向

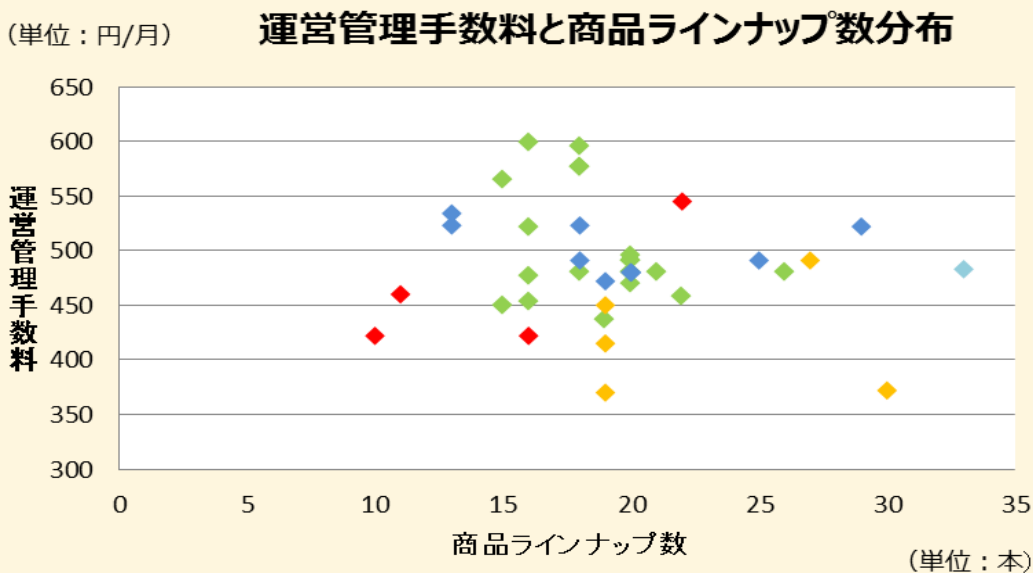
商品ラインナップを見直した運営管理機関は、見直し前と比べて商品数を増やしている傾向があります。新しく追加された商品は、バランスファンド（アロケーション型（※1））やリートファンド（※2）が多く、今までの商品ラインナップに不足していた資産タイプを追加することで、加入者が資産形成を行う際の選択肢を拡大させるといった狙いがあるようです。その他にも、主要資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券等）のパッシブファンドについて、低い信託報酬の商品を追加する傾向が見られます。信託報酬は、投資信託を保有する加入者が負担するコストになります。長期の資産形成において、コストは収益に大きな影響を与えますので、低コスト商品の追加は加入者にとって喜ばしいことと言えます。

(※1) 資産配分比率を固定せず、市況環境や動向に応じて同比率や資産の組合せを機動的に変更していく運用手法のファンドとなっています。

(※2) 不動産投資信託または不動産投資法人を表します。多くの投資家から集めた資金を投資法人が不動産等に投資し、賃料や売却益を投資家に配当（分配）する仕組みになっています。

運営管理手数料は引き下げ傾向

商品ラインナップの見直しと合わせて、運営管理手数料を引き下げる運営管理機関が少なくありません。運営管理手数料は、iDeCoの加入者が運営管理機関に毎月支払う費用です。その金額は運営管理機関によって異なりますが、年間約2,000円～約8,000円と幅があります（2017年1月末現在）。運営管理手数料も加入者が負担するコストとなりますので、低コストであることに越したことはありません。ただし、運営管理手数料が低い運営管理機関を選ぶことが必ずしも正しいというわけではなく、「商品の品揃え」、「商品の信託報酬」、「対応の良し悪し（コールセンターの有無、窓口で相談が可能か）」等のサービス面も含めて選ぶことが望ましいでしょう。いくら低コストであっても、困った時に十分なサービスが受けられなければ、不安に感じてしまいます。将来の資産形成手段として長く付き合う制度になりますので、加入する前に情報収集をおすすめします。下記の図は、各金融機関の運営管理機関手数料と商品ラインナップ数の分布になります。加入を検討している金融機関の位置を確認してみてくださいはいかがでしょうか。（深谷）



- ◆ 地銀銀行
- ◆ メガバンク
- ◆ 証券会社
- ◆ 生損保会社



(出所) 三井住友アセットマネジメントのヒアリング結果を基に作成

ここも
チェック!

2016年12月16日 『iDeCo(イデコ)』のWEBコンテンツを拡充
2017年 1月19日 第一回『DC制度拡充の背景と期待』

2/2

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。